

総務委員会会議記録

- 1 期 日 令和6年12月25日（水）
午前10時33分 開会
午前11時05分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 村岡 峰男
副委員長 芹澤 正志
委員 芦田 竹彦、石田 清、
岡本 昭治、西田 真、
前野 文孝
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主 幹 堂垣 真弓
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長 村岡 峰男

総務委員会（分科会）次第

2024年12月25日（水） : ～
第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉
 - ア 委員会審査
 - イ 分科会審査
 - (2) 意見・要望のまとめについて
 - ア 委員会意見・要望のまとめ
 - イ 分科会意見・要望のまとめ
- 4 その他
- 5 閉会

令和6年第5回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【 総務委員会 】

- 第132号議案 豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第133号議案 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第134号議案 豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【 総務分科会 】

- 第135号議案 令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）
- ※ 第135号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。

2024年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2024年12月25日(水)

【総務委員】

委員長	村岡 峰男
副委員長	芹澤 正志
委員	芦田 竹彦 石田 清 岡本 昭治 西田 真 前野 文孝

7名

【説明員】 ※出席者に着色しています

議会事務局	
議会事務局長	山口 繁樹
議会事務局次長	坂本 英津子
市長公室	
市長公室長	谷口 雄彦
秘書広報課長	藤本 充
経営企画課長	真狩 直哉
DX・行財政改革推進課長	若森 洋崇
行政管理部	
行政管理部長	野村 亮太
財政課長	長谷川 幹人
財政課参事	宇野 友喜
資産活用課長	植田 孝志
危機管理部	
危機管理部長	畑中 聖史
危機管理課長	木下 喜晴
総務部	
総務部長(会計管理者)	宮代 将樹
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	山本 慎二
人事課長	岡 亮吾
くらし創造部	
くらし創造部長	谷岡 慎一
地域づくり課長	井上 靖彦
多様性推進・ジェンダーギャップ対策課長	木内 純子

市民部	
税務課長	中奥 実
税務課参事	和田 征之
城崎振興局	
地域振興課長	山根 哲也
竹野振興局	
地域振興課長	小林 昌弘
日高振興局	
地域振興課長	吉田 政明
出石振興局	
地域振興課長	三宅 徹
但東振興局	
地域振興課長	道下 一
会計課	
会計課長	西村 嘉通
消防本部	
消防長	井崎 博之
消防本部参事兼総務課長	中地 修
消防本部参事兼警防課長	田中 陽一
予防課長	井上 光彦
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	中川 光典

説明員計 5名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹	堂垣 真弓
---------	-------

計 13名

午前10時33分 委員会開会

○委員長（村岡 峰男） それでは、始めたいと思います。ただいまから総務委員会を開会いたします。

最終日、今も言っとったんですが、12月議会の最終日にこんなに盛りだくさんな追加議案が出るのは珍しいことなのですが、しっかりと議論をして正月を迎えたいというふうに思いますので、どうぞご協力よろしくお願いします。

当局の欠席はありませんね。こちらにもありませんね。

委員の皆さんは、SideBooks上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務06.12.25が、本日の委員会のフォルダーです。そこに本日の委員会の資料を配信しております。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては要点を押さえて、簡潔、明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いいたします。

ここで、委員会を暫時休憩します。

午前10時34分 委員会休憩

午前10時34分 委員会再開

○副委員長（芹澤 正志） それでは、委員会を再開します。

これより、3、協議事項（1）付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

なお、委員長が討論される予定ですので、代わりに副委員長であります私が本議題の表決まで委員長の職務を行いますので、ご了承願います。

それでは、第132号議案、豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてほか2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

人事課、岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 資料につきましては、議

案の追加資料31ページをご覧ください。第132号議案、豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

改正の対象となる条例は、豊岡市職員の給与に関する条例、豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例です。

本案は、令和6年人事院勧告に準じて職員の給料月額、期末勤勉手当の支給月数及び各種手当について改正しようとするものです。

去る8月8日に行われた今年の人事院勧告は、昨年に引き続き月例給、ボーナスともに引上げとなりました。

主な内容としては、民間給与との格差2.76%を是正するため、初任給を大卒者で2万3,800円、高卒者で2万1,400円の引上げをはじめ、若年層を中心におおむね30歳代後半までの職員に重点を置く形で給料月額を平均3.0%引き上げるとともに、期末勤勉手当を年間0.1月引き上げるといふものです。このほかに地域手当の支給単位を都道府県単位とするもの、扶養手当の配偶者分を廃止し、子供分を増額するものなど、令和7年度以降の諸手当を見直す内容となっています。

64ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。改正の内容の（1）では、本年度12月期の期末手当の支給月数について、1.225月を1.275月に0.05月引き上げようとするもの、勤勉手当の支給月数について、1.025月を1.075月に0.05月引き上げようとするもの、また、行政職給料表及び医師職給料表について、令和6年度の給料月額を引き上げようとするものです。

（2）の主な改正の内容は、令和7年4月以降に適用する給料表について、号給の構成を改めるとともに、令和7年6月期以降の期末手当の支給月数について、1.275月を1.25月に、勤勉手当の支給月数について、1.075月を1.05月に改

め、6月期と12月期の支給月数を同じとする改正を行おうとするものです。

また、令和7年度以降に適用される諸手当の見直しとして、兵庫県全域が地域手当の支給地となることを受け、地域手当の規定を定めようとするもの。また、勤務1時間当たりの給与額の算出、期末勤勉手当の算出基礎額等に地域手当が含まれることから、関連する条文について所要の改正を行おうとするもの。扶養手当について、配偶者を対象とした扶養手当の月額6,500円を廃止し、子供を対象とした扶養手当の月額1万円を月額1万3,000円に増額しようとするもの。通勤手当の支給額の上限について、現行の月額5万5,000円を月額15万円に引き上げようとするもの。単身赴任手当について、採用初年度の職員についても支給できるようにしようとするもの。管理職員特別勤務手当の支給対象となる平日の勤務時間について、午前零時以降としていたものを午後10時以降に改めようとするもの。定年前再任用短時間勤務職員を住宅手当の支給対象にしようとするものとしています。

(3)及び(4)では、豊岡市一般職の任期付職員についても、給与条例に準じて給料月額の引上げ等、所要の改正を行おうとするものです。

(5)では、令和6年の会計年度任用職員の給料表について、正規職員と同水準で引き上げようとするものです。

また、(6)では、令和7年度以降、会計年度任用職員についても地域手当相当額を支給しようとするもの。会計年度任用職員に適用する給料表については、正規職員の行政職給料表を準用しようとするものです。

(7)及び(8)では、豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についても、給与条例に準じた所要の改正を行おうとするものです。

次に、附則の2の(1)及び(2)では、施行期日等を定めていますが、改正の内容の1の(1)、(3)及び(5)の給料月額の引上げについては、令和6年4月1日に遡って適用し、期末勤勉手当の

支給月数については、12月1日に遡って適用することとしています。

改正の内容の1の(2)、(4)、(6)、(7)及び(8)につきましては、令和7年4月1日から施行することとしています。

附則の(3)以降では、この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めています。(3)及び(4)は、給料表の号給の切り替えに関するもの、(5)は扶養手当に関するもの、(6)は地域手当に関するもの、(7)は通勤手当及び単身赴任手当に関するものとしています。

なお、68ページ以降に新旧対照表を添付していますのでご清覧ください。

次に、123ページをご覧ください。第133号議案、豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、令和6年人事院勧告に準じて、市長等の期末手当の支給月数を改定しようとするものです。

126ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容は、令和7年6月期以降の期末手当の支給月数について、2.25月を2.30月に0.05月引き上げるものです。通常であれば人事院勧告に準じて12月期の期末手当の遡及改定を行っているところですが、特別職については今年度行わないこととしています。

附則で令和7年4月1日から施行することとしています。

なお、127ページに新旧対照表を添付していますので、ご清覧ください。

次に、129ページをご覧ください。第134号議案、豊岡市議会の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、市議会議員の期末手当の支給月数について、特例措置を定めるものです。

132ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

市議会議員の期末手当につきましては、市長等の例によることとなっていますが、12月期の期末手

当について、特別職は遡及改定しないことから、市議会議員に遡及改定を適用するための経過措置を定めようとするものです。

附則で公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用することとしています。

なお、133ページに新旧対照表を添付していますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○副委員長（芹澤 正志） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 後の討論にも関係しますので、第133号で市長等が遡及しないという、全国的に例はありますか。

○副委員長（芹澤 正志） 岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 全国的に例があるかどうかというのは調べておりませんので、この場ではちょっと答えかねます。

○副委員長（芹澤 正志） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） どっかにあるからそれに倣って豊岡も、じゃあ、しようかということではないんですね。

○副委員長（芹澤 正志） 岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 職員につきましては人事院勧告に準拠しまして生活給という形で支給をされてるんですけども、特別職の立場としましては、今回生活給という形では捉えていないということがございまして、今回の引上げに当たっては、大幅な引上げということもございまして、忍びないというようなこともありまして遡及改定は行わないという判断に至ったということでございます。

○副委員長（芹澤 正志） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 分かりました。結構です。

○副委員長（芹澤 正志） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（芹澤 正志） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） それでは、第134号議案に

ついて、反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

人事院勧告を尊重することは、公務員労働者にとっては大事な観点だと考えています。市長等特別職にあつては、人事院勧告に準じ、条例により期末手当が支給されています。人事院勧告により実施される給与改定及び4月への遡及額は4億円を超え、市財政に及ぼす額が極めて大きいため、市長ほか三役が12月期支給の期末手当の遡及改定を今年度は行わないこととして、令和7年4月とする提案が第133号議案だと思います。

本来なら提案された第133号議案に議会も準じてきましたが、議会は支給率の改定を12月1日の実施とするために、あえて条例を設けるものとなっています。市長ほか三役が、市財政へ及ぼす波及額が極めて大きいため、せめて4月への遡及をしない判断をしたことに対し、議会もこの判断を尊重し、支持し、同一歩調を取ることを選択すべきと考えます。したがって、第134号議案には賛成できず、反対の意見とします。以上です。

○副委員長（芹澤 正志） ほかがございせんか。

前野委員。

○委員（前野 文孝） 第134号議案について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

全国的に議員の成り手確保等の目的のために議員報酬の引上げが必要かどうかという全国的な議論がある中で、人事院勧告に準じた期末手当の引上げを一部辞退することについては慎重な議論がなされるべきであります。したがって、今回の条例改正については、適切だと考えます。皆様のご賛同をお願いいたします。以上です。

○副委員長（芹澤 正志） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（芹澤 正志） 討論を打ち切ります。

それでは、賛成、反対の意見がございまして、個別に挙手により採決いたします。

まず、第132号議案につきまして採決いたします。

第132号議案は、原案のとおり可決すべきこと

に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長(芹澤 正志) 賛成多数により、第132号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第133号議案について採決いたします。

第133号議案は、原案のとおり可決すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長(芹澤 正志) 賛成多数により、第133号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、第134号議案について採決いたします。

第134号議案は、原案のとおり可決すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長(芹澤 正志) 賛成多数により、第134号議案は、議案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、委員会を暫時休憩します。

午前10時48分 委員会休憩

午前10時48分 分科会開会

○分科会長(村岡 峰男) ただいまから総務分科会を開会します。

これより、3、協議事項、(1)付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

第135号議案、令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

第135号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明は、まず財政課から全体概要を含めて説明を、次に人事課から全体の人件費を説明願います。

なお、説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑は説明が終わった後に一括して行います。

それでは、順次説明を願います。

財政課から人事課ということで、財政課、長谷川課長。

○財政課長(長谷川幹人) 135ページをご覧ください。第135号議案、令和6年度一般会計補正予算(第7号)でございます。

第1条で歳入歳出それぞれ8億8,440万6,000円を追加しまして、総額を500億3,557万円とするものでございます。

本補正予算の概要ですが、去る12月の17日に国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の国の補正予算が成立しました。このうち、直ちに対応が必要と思われまます住民税非課税世帯への生活支援給付金、私立認可保育所の保育士等の処遇改善に係る経費を計上しております。また、人事院勧告に基づく給与改定経費についても計上しておるといところでございます。

続きまして、歳入です。144ページ、145ページをご覧ください。国県支出金のほか一般財源には普通交付税、前年度繰越金を充ております。

なお、その他の経済対策事業につきましては、現在取りまとめ中でありまして、しかる時期に補正予算を提出したいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○分科会長(村岡 峰男) 続いて、岡人事課長。

○人事課長(岡 亮吾) それでは次に、第135号議案、令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第7号)につきましてご説明いたします。

人件費につきましては、事前にお配りしています令和6年度人件費12月補正予算(給与改定分)の主な理由(一般会計)の資料をご覧ください。今回の一般会計の補正予算につきましては、人事院勧告に準じて職員の報酬、給料月額、期末勤勉手当の支給割合の改定をすることに伴うものです。一般会計で3億6,949万8,000円の増額としております。

それでは、費目ごとに説明いたします。

報酬です。報酬につきましては、パートタイム会計年度任用職員について、行政職給料表の1級に準

じて報酬月額を改定することとし、1億548万9,000円の増額としています。

給料につきましては、正規職員について、平均3.05%の引上げによる給料月額の改定で8,367万2,000円の増額としています。会計年度任用職員については、行政職給料表の1級及び2級に準じて改定することとし、992万8,000円の増額としています。

次に手当です。1億1,619万8,000円の増額としています。基礎額となる給料、報酬月額の改定に伴い、時間外勤務手当が291万3,000円、休日勤務手当が64万2,000円、夜間勤務手当が25万1,000円とそれぞれ増額しています。また、期末勤勉手当については、支給月数が0.10月分引き上げられ、さらに支給額の基礎となる給料報酬月額の改定も加わり、合わせて1億1,239万2,000円の増額としています。内訳としましては、議員の期末手当が92万4,000円、一般職員の期末手当が3,109万1,000円、一般職員の勤勉手当が2,738万2,000円、会計年度任用職員の期末手当が2,842万6,000円、会計年度任用職員の勤勉手当を2,456万9,000円としています。

共済費については、給料及び期末勤勉手当の改定に伴い、4,012万8,000円の増額としています。

負担金については、給料及び期末勤勉手当の改定に伴い、退職手当組合負担金が1,389万2,000円、互助会負担金が19万1,000円の増額としています。

以上、給与改定に伴い3億6,949万8,000円の増額として予算計上しています。

説明は以上です。

○分科会長(村岡 峰男) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

○委員(前野 文孝) この給与の値上げといいますか、改定のことについての考え方をちょっと教えてほしいんですけど、一部は地方交付税が加わって、

国のほうからある程度、補助が出ますと。一部は繰越金に関与していて、これはどういうことなんですかね、考え方としては。市はある程度の給与の改定が行われるだろうということで繰越金を用意している、それを上回った分が地方交付税で来ているのか、その考え方、多分これずっと今後続きますので、このレベルの賃上げが。この考え方を少しもう一回整理して教えてほしいなと思ってます。以上です。

○分科会長(村岡 峰男) 答弁願います。

どうぞ。

○財政課長(長谷川幹人) 今回、普通交付税が再算定をされてます。合計で約4億円程度。そのうちですけど、給与改定分が1.5億円です。考え方としては4億円、歳出が増えます。普通交付税を1.5億円、再算定で入れてます。その残りについては市単独事業といいたいまいしょうか、一般財源になりますので、留保してました繰越金を充てるということですので、4億円のうち1.5億円は普通交付税の再算定分、2.5億円は一般財源になりますので、留保してました繰越金を充てるといことになります。以上です。

○分科会長(村岡 峰男) どうぞ。

○委員(前野 文孝) もう少し分かりやすく。通常、賃上げて、多分何か予測されていて、ある一定の、その分については通常、大体繰越金で充てていって、それ以上の勧告があったので地方交付税、4億円のうちの1億5,000万円が充てられるって感じの考え方なのか、そこの部分だけちょっとクリアしておかないと、毎年こういうことが起こったときに、例えば市が繰越しをずっと使い続けてどんどん疲弊していつてしまうのか、そうじゃなくて、国がある程度補填してくれるので、その部分については大きな影響は与えられないのかって、その考え方を少しだけ、そこ整理してほしい。

○分科会長(村岡 峰男) どうぞ。

○財政課長(長谷川幹人) 逆の考えで、普通交付税後ありきです。それが無い分を補填するという考えです。その補填額まだ分からないです。今回についてはあくまで4億円ということですが、人事院勧告

に基づくものですので、分からないので、いつも前年繰越しをちょっと留保させてもらいまして、もちろん人件費もそうですし、ほかの案件にも使うということなので、あくまでもまずは交付税を入れた上で余った財源、繰越金等を入れさせてもらうということなんですけど、本当に将来的なことは分からないので、その場しのぎではないですけど、その都度、対応させてもらうというような考えでございます。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（前野 文孝） ということは、そういう話であると、それ分からないけれども、基本的に今回の件で市の財政が大きく傷つくってということはないってことで考えてよろしいでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） 答弁、どうぞ。

○財政課長（長谷川幹人） 今後の状況、本当に大きな災害であったり、また、大雪があったり、そういった条件がなければ、今のところ何とか前年度繰越金を活用して踏みとどまっているという状況でございます。ただし、決して楽なわけでもなくて、ぎりぎりのラインでやってるかなというのが我々財政課の考えです。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（前野 文孝） 分かりました。よく理解できました。

結果的に今回、四役さんが遡及しないということになったんですけど、それ影響額はどれぐらいなんですか。

○分科会長（村岡 峰男） いいですか。

はい、どうぞ。

○委員（前野 文孝） 約でいいです。

○人事課長（岡 亮吾） 約二十数万円程度かなと。

○委員（前野 文孝） 分かりました。結構です。ありがとうございました。

○分科会長（村岡 峰男） ほかどうですか。

はい、どうぞ。

○委員（西田 真） ちょっと確認です。先ほど手当内訳を聞きましたが、それ以外、1番から19番までの人数も今すぐに出なかったら委員長宛て

に表でまとめて出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今、分かればずっと言っていたいても結構です。

○分科会長（村岡 峰男） はい、どうぞ。

○人事課長（岡 亮吾） 今回の引上げの部分の人数ということでよろしいでしょうか。

○委員（西田 真） この表の人数です。

○人事課長（岡 亮吾） 会計年度のパートタイム任用職員でございますけども、改定の対象者が525名、続いて、正規職員ですが、774名、それとフルタイムの会計年度任用職員が40名という形になっております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） はい、どうぞ。

○委員（西田 真） 先ほど言った手当の分がありましたね、3番の勤勉手当の説明していただいたのかな、さっき。それ以外のやつもちょっと教えていただければと思うんですけど、一覧表でこれ出してもらえませんか、人数も含めて。

○人事課長（岡 亮吾） 分かりました。後日ということ。

○委員（西田 真） 委員長宛てに出していただいたら結構です。

○人事課長（岡 亮吾） 出させていただきます。

○委員（西田 真） よろしく願います。

○人事課長（岡 亮吾） 分かりました。

○委員（西田 真） 以上です。

○分科会長（村岡 峰男） じゃあ、お願いしときます。

ほかはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ありませんか。

じゃあ、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。

よって、第135号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託及び分科会に分担されました案件の審査は終了しました。

ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ありませんか。

それでは、当局の皆さん、ご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで、分科会を暫時休憩します。

午前11時02分 分科会休憩

午前11時02分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） 委員会を再開します。

これより、3番の協議事項（2）意見・要望の取りまとめについて、ア、委員会意見・要望の取りまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思えます。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前11時03分 委員会休憩

午前11時03分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） 委員会を再開します。

特にないようですので、委員長報告については、正副にご一任願いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで、委員会を暫時休憩します。

午前11時04分 委員会休憩

午前11時04分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） 分科会を再開します。

これより協議事項（2）意見・要望のまとめについて、イ、分科会意見・要望の取りまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、分科会意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思えます。

暫時休憩します。

午前11時04分 分科会休憩

午前11時05分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） 分科会を再開します。

分科会長報告についてですが、内容については正副分科会長にご一任願いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

分科会を閉会いたします。

午前11時05分 分科会閉会

午前11時05分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） 同時に委員会を再開します。

これより、4、その他に入ります。その他、委員の皆さんのほうから何かあればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時05分 委員会閉会
